

一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度施行細則

目 的

第1条 この施行細則は(一社)日本ペインクリニック学会定款第1章第3条第3号の(一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に基づいて設ける。

ペインクリニック専門医資格審査申請者

第2条 ペインクリニック専門医資格審査の申請ができる者は、申請時において5年以上引続き(一社)日本ペインクリニック学会正会員で、受験する直前の5年間に2回以上(一社)日本ペインクリニック学会学術大会に出席し、各支部会に関しても2回以上の出席を必要とし、臨床医として6年以上の経験があり、(一社)日本ペインクリニック学会誌論文(共著も可)を必要とし、次の資格を有する者。(本項目は、2015年度から適用する。)

- (1) (一社)日本ペインクリニック学会指定研修施設において5年以上の研修を行なった者(第1号該当者と称する)
- (2) 日本専門医制評価・認定機構基本領域の専門医の資格を有し、その研修期間中またはその後(一社)日本ペインクリニック学会専門医指定研修施設で1年以上ペインクリニックに関する研修を行った者(第2号該当者と称する)

第3条 ペインクリニック専門医の資格審査申請者は、第2項に掲げる書類に所定の審査料を添えて、毎年委員会の指定する期間内に(一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医認定委員会事務局(以下「委員会事務局」)へ申請するものとする。

2 申請書類は、次のとおりとし、第2号ハ及びニ以外の書類は、委員会指定の書式を使用する。なお、2014年度申請までの論文に関しては、ペインクリニックに関する論文とし、学会誌に問わない。

(1) 第2条第1号該当者

- イ 所定の研修証明書と専門医評価手帳(仮名)(施設代表専門医の署名捺印が必要。また専門医評価手帳は2015年度より必須とする。)
- ロ 履歴書(所属学会名を明記)。
- ハ 業績目録(ペインクリニックに関する学会発表及び論文)。
- ニ 50症例以上の症例記録。
- ホ 次の①から③のいずれかの論文別冊(臨床基礎を問わない)。(この項目は2015年度より必須とする。)
 - ① 学会誌筆頭著者の1編
 - ② 学会誌共著者の2編
 - ③ 学会誌の共著者1編と他の査読がある雑誌の筆頭著者の1編

(第2条第1号に関しては、日本専門医制評価・認定機構の制度運用方針に従うため、2015年度以降に廃止される可能性があります。また、過去に第2条第1号により専門医資格を得た者が2015年度以降専門医資格を維持できるかどうか、現在のところ決まっていません。)

(2) 第2条第2号の該当者

- イ 所定の研修証明書と専門医評価手帳(仮名)(施設代表専門医の署名捺印が必要。また専門医評価手帳は2015年度より必須とする)
- ロ 履歴書。
- ハ 該当する学会の専門医の認定書写し1通。
- ニ ペインクリニックに関する論文別冊(筆頭著者は1編、共著の場合は3編以上、いずれにおいても1編は臨床論文)。(この項目は2014年度申請までとする。)
- ホ 次の①から③のいずれかの論文別冊(臨床基礎を問わない)。(この項目は2015年度より必須とする。)
 - ① 学会誌筆頭著者の1編
 - ② 学会誌共著者の2編
 - ③ 学会誌の共著者1編と他の査読がある雑誌の筆頭著者の1編

指定研修施設資格審査

第4条 ペインクリニック専門医の資格を得るための指定研修施設は、各種疼痛疾患並びにその関連疾患の診療を行う施設のうち、次の各号の基準を満たしているものとする。

- (1) (一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医が常勤していること。

(2) ペインクリニックの治療、教育及び研修にふさわしい人員、設備を有していること。

第5条 指定研修施設は、その施設長及び当該ペインクリニック専門医の申請に基づき、委員会の審査を経て、(社)日本ペインクリニック学会が指定する。

第6条 指定研修施設において、第4条の条件に変動が生じた場合には、ペインクリニック専門医は直ちに委員会事務局にこれを報告しなければならない。

第7条 審査料は、20,000円とする。

2 前項の報告により、指定基準を満たさないと委員会が判断した場合は、当該研修施設の指定を取り消すことがある。

指定研修施設資格の更新

第8条 指定研修施設の有効期限は認定証の交付を受けた日から5年間とする。更新審査料10,000円が必要である。

ペインクリニック専門医資格審査

第9条 委員会は第2条の資格を有するペインクリニック専門医申請者に対し、毎年1回審査を行う。ただし、審査日時などの詳細は委員会が決定し、学会誌及び本ホームページに公示するものとする。

2 審査方法は、書類審査、筆記試験及び口頭試問とする。

3 審査料は、書類審査10,000円、筆記試験・口頭試問20,000円とする。

4 受理した審査料のうち、書類審査で不合格の場合は筆記試験・口頭試問料を返還する。

ペインクリニック専門医登録

第10条 ペインクリニック専門医資格審査に合格した者は所定の登録料30,000円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。

ペインクリニック専門医資格の更新

第11条 ペインクリニック専門医の有効期限は認定証の交付を受けた日から5年間とする。

2 資格の更新を申請する場合は別に定める基準に従い、更新に必要な点数を取得したことを証明する書類及び症例を添えて委員会事務局に申請するものとする。

3 更新審査をする者は所定の料金10,000円を添えて、更新審査の申請をするものとする。但し、年会費免除者を除く。

附 則

1 本施行細則の改訂は、(社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に従う。

2 本細則は、2011年7月24日より施行する。

1988年7月29日制定 1990年7月20日改正 1993年7月23日改正 1995年7月26日改正 1997年1月11日改正
1998年7月24日改正 2000年7月14日改正 2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2005年7月28日改正
2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正